

印西地区消防組合告示第1号

平成24年第1回印西地区消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月28日

印西地区消防組合管理者 山崎 山 洋

1. 期 日 平成24年3月6日（火）午前10時30分開会
2. 場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室

○平成24年3月6日

○現在議員10名で次のとおり

1番	鈴木	泰彦
2番	石井	恵子
3番	酢崎	義行
4番	山田	喜代子
5番	板橋	睦
6番	岩井	一郎
7番	小金谷	恒久
8番	松本	多一郎
9番	長谷川	則夫
10番	齋藤	光彦

平成24年第1回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

平成24年3月6日（火曜日）午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第12 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第13 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第14 一般質問

○本日の会議に付した事件

- 1. 開 会
- 2. 議事日程の報告
- 3. 会議録署名議員の指名
- 4. 会期の決定
- 5. 諸般の報告
- 6. 行政報告
- 7. 同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 8. 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 9. 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 10. 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 11. 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 12. 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 13. 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 14. 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

15. 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

16. 一般質問

17. 閉 会

○出席議員（9名）

1番	鈴木泰彦
2番	石井恵子
3番	酢崎義行
4番	山田喜代子
5番	板橋睦
7番	小金谷恒久
8番	松本多一郎
9番	長谷川則夫
10番	齋藤光彦

○欠席議員（1名）

6番	岩井一郎
----	------

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	山崎山洋
副管理者	伊澤史夫
会計管理者	寺島龍夫
消防長	秋谷政巳
消防本部次長	岡本一男
総務課長	須藤達也
予防課長	中澤厚元
警防課長	石井満
通信指令室長	後藤良一
印西消防署長	綿貫茂
印西西消防署長	浅野富夫
白井消防署長	後藤朝夫
西白井消防署長	伊藤実
印旛消防署長	岩井講一

○議会事務局出席職員氏名

書記長	石戸等
書記	阿部啓一
書記	井原基之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時25分)

○議長（齋藤光彦） 皆さん、おはようございます。本日は、ご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

きょうご案内したとおり案件が多少多くなっております。せいせいと皆さんのご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまから平成24年第1回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（齋藤光彦） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤光彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

5番 板橋 睦 議員

7番 小金谷 恒久 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（齋藤光彦） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本日の定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（齋藤光彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（齋藤光彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より7月から10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成23年第2回定例会の会議録をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成24年1月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願いま

す。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（齋藤光彦） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 本日は、平成24年第1回印西地区消防組合議会定例会に、ご多用の中、ご出席をいただきご苦労さまでございます。

それでは、10月の第2回定例会以降の主な行事等についてご報告をさせていただきます。

11月2日、成田国際空港内の消火訓練場において、航空機火災に備え消防隊の油火災に対する技術の向上と連帯強化を目的に、成田市消防本部以下8消防本部による合同訓練に参加しました。

11月9日から11月15日まで、秋の全国火災予防運動を行い、防火ポスターと標語の展示を初め、各消防署では立入検査や火災予防の啓発活動を実施しました。

11月18日、正副管理者会議を開催し、平成24年度当初予算などについて協議いたしました。

12月14日、北総鉄道の車両基地内において鉄道脱線事故を、想定した訓練を北総鉄道と連携し実施いたしました。

12月19日、消防本部にて例月出納検査を、印西消防署にて事務事業の定期監査を、それぞれ実施いたしました。その結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

平成24年に入りまして、1月7日に印西市、8日に白井市で消防出初め式が挙行され、当消防組合の職員もこれに参加しました。

1月27日、白井市運動公園において、千葉県広域応援協定に基づく千葉市消防ヘリとの連携訓練に参加しました。

2月の6日、印旛郡市の救助事例検討会が当消防組合で開催され、印旛郡市の救助隊員が参加し訓練を実施しました。

2月の16、17日の両日、船橋市の東京ベイららぽーと西館において、船橋市消防局警防活動合同訓練に6消防機関、3関係団体と参加しました。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会にご提案いたします案件は9件でございます。それぞれご提案申し上げたときに、議案内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（齋藤光彦） これで行政報告が終わりました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第5、同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 同意第1号についてご説明いたします。

印西地区消防組合の監査委員をお願いしておりました椎名眞一氏の任期が、本年2月15日で満了となりましたが、引き続き当組合の監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、椎名眞一氏は、人格が高潔で、平成16年2月から本年2月までの8年間、印西地区消防組合代表監査委員を務め、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有しておられることから引き続き監査委員をお願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤光彦） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 3点ほど質問したいのですが、これはきょう配付されたのですが、前もって議案と一緒に配付することがなぜできないのか、ちょっとその辺を伺います。

それと選出の経緯、8年間勤務されて、彼を批判するものではありません。この経緯を伺いたいと思います。選出の経緯、なぜ継続して行うのか。

それと選出の基準です。ほかの方を対象としなかったのか。この3点についてお願いします。

○議長（齋藤光彦） 答弁求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 願いをする経緯につきましては、私のほうからお話をさせていただきます。

ご案内のとおり印西市の代表監査委員を務められておられましたけれども、いろいろご本人のご希望によりまして印西市の代表監査委員についてご辞退をさせていただきたいということがございました。というのは、拘束日数が非常に長くなるということがございます。その中で私のほうから他の一組の監査委員については引き続きお願いできませんかということをお話をさせていただきましたらば、拘束日数がその割に多くないのである、それについては慣れてきておりますし、事業内容について精通しているので、お願いできますかとお聞きしましたところ、快くお引き受けをしていただいたというふうな経緯でございます。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 私のほうから議案と同時になぜ配付できなかったのかということについてお答えさせていただきます。

本来であれば、これも議案ですから同時に配付しなければいけないということは認識しておりました。しかしながら、議案の内容が人事案件ということで、通例で、今までこのような手続をしていたという経過がございましたので、今回につきましては私もこれについて同時に配付すべきだということで反省しましたので、今後について同時に配付したいと、このように考えております。

以上でございます。

○4番（山田喜代子） 答弁漏れです。

○議長（齋藤光彦） 指摘してください。

- 4番(山田喜代子) ほかに対象者を考えなかったのかどうかについて。
- 議長(齋藤光彦) 管理者。
- 管理者(山崎山洋) 先ほどもお話ししましたとおりこの一組合につきまして非常に精通をされている方
でございましたし、今選任の経緯についてお話ししたとおりでございますので、他の方については考えま
せませんでした。
- 議長(齋藤光彦) ほかに質疑はございませんか。
(「なし」と言う人あり)
- 議長(齋藤光彦) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と言う人あり)
- 議長(齋藤光彦) 討論なしと認めます。
これから同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。
同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長(齋藤光彦) 起立全員です。
したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(齋藤光彦) 日程第6、議案第1号 印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定に
ついてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管理者(山崎山洋) 議案第1号について、ご説明いたします。
本案は、印西市において字の区域及び名称の変更がなされたことに伴う、消防本部の位置の表示及び本
塙分署移転に伴う位置の表示を改め、あわせて地番等の字句の整理を行うものでございます。
詳細につきましては、消防長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたしま
す。
- 議長(齋藤光彦) 消防長。
- 消防長(秋谷政巳) 議案第1号について、補足説明いたします。
議案及び審議資料1ページの新旧対照表をあわせてごらんください。
本案は、平成23年12月に印西市において字の区域及び名称が変更となり、別表印西地区消防組合消防本
部の項、位置の欄中「草深1,905番地の7」を「牧の原二丁目3番地」に改め、同表印西地区消防組合印
西消防署の項、位置の欄中、「2,514」のカンマを削り、「2514」に改め、同表印西地区消防組合印西消
防署の項、位置の欄中、「番」を「番地」に改め、同表印西地区消防組合印西消防署本塙分署の項、位置
の欄中「428」を「2587」に改め、同表印西地区消防組合白井消防署の項、位置の欄中、「1,147」のカン

マを削り、「1147」に改め、同表印西地区消防組合印旛消防署の項、位置の欄中、「1,607番」のカンマを削り、番を番地に改め、「1607番地」とするものでございます。

議案に戻りまして、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（齋藤光彦） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第7、議案第2号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第2号について、ご説明いたします。

本案は、議案第1号と同様の理由により、印西市において字の区域及び名称の変更がなされたことに伴い、消防本部の位置の表示及び消防署の管轄区域の表示を改め、あわせて地番等の字句の整理をするものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 議案第2号について、補足説明をいたします。

議案及び審議資料2ページの新旧対照表をあわせてごらんください。

本案は、平成23年12月に印西市において字の区域及び名称が変更となり、消防本部の位置の表示、「草深1,905番地の7」を「牧の原二丁目3番地」に改めるものです。

また、別表印西地区消防組合印西消防署の項、位置の欄中、「2,514」のカンマを削り、「2514」とし、印西地区消防組合印西消防署の項、位置の欄中、「番」を「番地」に改め、同項管轄区域の欄中「、東の原三丁目及び牧の原五丁目」を「、東の原三丁目、牧の原一丁目、牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の原四丁目、牧の原五丁目、牧の原六丁目及び牧の台一丁目」に改めるものでございます。同表印西地区消防組合白井消防署の項、位置の欄中、「1,147」のカンマを削り、「1147」に改め、同表印西地区消防組合印旛消防署の項、位置の欄中、「1,607番」のカンマを削り、番を番地に改め、「1607番地」とするものでございます。

議案に戻りまして、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（齋藤光彦） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第8、議案第3号 印西地区消防組合消防職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第3号について、ご説明いたします。

お手元の審議資料5ページをあわせてごらんください。

本案は、経常経費である人件費の縮減方策の一環として、平成18年度から行ってまいりました管理職手当の減額特例措置について、平成24年度から段階的に条例本則の支給額へ移行するため、現在10%の減額としているものを、5%の減額とし、その期間を平成24年4月1日から平成25年3月31日までとするものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日より施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） これは平成18年から行ってきたというふうの説明がありますがけれども、これは平成18年度から今まで何%ずつそもそも減額したのでしょうか。それによって毎年どれくらいの額が減らされているのか。それと今後継続していくという考えなのでしょうか。

3点お伺いしました。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、ただいま質問のありました減額率と額についてまず。減額につきましては、平成18年度から平成23年度、今年度まで一応決定しておるところです。18年度から21年度までは20%、22年度から23年度が10%ということで減額措置をまいりました。額としましては、平成18年度で145万7,000円、19年度で171万5,000円、20年度で164万6,000円、21年度で167万6,000円、22年度で81万3,000円、23年度で92万4,000円、合計しますと823万1,000円ほどの減額をまいりました。

3点目の今後のことについてですが、先ほど管理者の提案のほうからもありましており段階的に本則の支給率、100%にということで、とりあえず今年度は5%減額ということで考えております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 済みません。今最後に言われた100%を、結局管理職手当をなくすという方向という意味なのですか。その辺もう一度確認します。よくわからないのですけれども。それでかなり毎年、毎年減額されてきたのはわかりますけれども、来年度のことはわからない。要するに25年度からはわからないという意味なのですか。その辺ちょっと理解できないのです。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 申しわけございません。100%という言葉がちよっとわかりにくくなってしましまして申しわけありません。本来の支給額へ戻すということです。100%支給に戻すということでご理解、本則ですから、本来の管理職手当の支給額に戻すということを目指して今やっておりますので、その段階的な措置として10%から24年度は5%減額、それから減額をなくすという方向でやっていきます。

よろしくようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 印西地区消防組合消防職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(齋藤光彦) 起立全員です。

したがって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(齋藤光彦) 日程第9、議案第4号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(山崎山洋) 議案第4号について、ご説明いたします。

お手元の審議資料6ページをあわせてごらんください。

本案は、経常経費である人件費の縮減方策の一環として、平成19年度から行ってまいりました地域手当の支給割合の特例措置について、平成24年度から段階的に条例本則の支給割合へ移行するため、現在6%の支給割合としているものを7%とし、その期間を平成24年4月1日から平成25年3月31日までとするものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(齋藤光彦) これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、山田議員。

○4番(山田喜代子) これは同じような質問なのですが、平成19年度からどう縮減してきたのか、それと平成25年からは議案第3号と同じようにもとに戻すという認識でいいのでしょうか。

○議長(齋藤光彦) 総務課長。

○総務課長(須藤達也) それでは、支給のほうの過去の状況なのですが、地域手当の支給率で言いますと、平成18年度から21年度までは5%を支給しておりました。22年度から23年度が6%ということできております。この条例、印西市の給与条例を準用していますことから、印西市のこの経過がございまして、印西市のほうは平成18年度から段階的に、18年度が5%、19年度が6%、20年度が7%、21年度から8%ということで、条例本則の支給率になっているということでございまして、したがって、本来この消防組合も8%支給であるということですが、24年度は7%ということで、先ほどの管理職手当と同じように段階的に8%の支給、本則に戻すということで今回提案させていただいたところですので、よろしくお願いたします。

○議長(齋藤光彦) 4番、山田議員。

○4番(山田喜代子) 今割合をご答弁されましたけれども、具体的な金額というのは把握されているので

しょうか。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 具体的な金額で申しますと、平成19年度が印西市の支給率より1%減額されておりまして933万円程度、平成20年度が2%減額になっておりまして、約1,900万円でした。平成21年度が3%減額になっておりまして、約2,800万円、22年度が2%の減額になっておりまして、1,900万円、23年度がやはり2%減額になっておりまして、1,900万円ということで、これを合計しますと約9,500万円、それから期末手当分にこの額がはね返りがありますものですから、それで3,200万円ほど減額になっておりまして、合計しますと約1億2,700万程度が減額されていたということになります。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 済みません。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、平成25年はまたもとに戻すということでもいいですね。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 平成25年度は本則に戻すということで予定しております。

○議長（齋藤光彦） 5番、板橋議員。

○5番（板橋 睦） 5番、板橋です。質問いたします。

先ほど総務課長さんの答弁の中で、印西市の規定といいますか、そこに合わせるということでしたけれども、白井市との比較をまず1点と、今後のあり方としては、印西市の基本的なものに全部合わせていくというような考え方で取り組むかどうかをお伺いします。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、白井市の地域手当の支給率から申し上げます。白井市ですが、19年度から20年度が5%、21年度が6%、22年度から24年度までが5%ということになっております。白井市の給与条例の本則からいきますと、白井市の場合、6%支給ということになっております。先ほど印西市の条例を準用しているということなのですが、準用条例というものがございまして、この組合設立当時から、当時印西町だったのですが、印西町の給与条例を準用しているという関係上、そのまま引き続き印西市の条例を準用していくと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 5番、板橋議員。

○5番（板橋 睦） 今の答弁は理解いたしました。

考え方として2つあると思うのです。まことに職員さんにとっては言いにくいかもしれないけれども、この消防組合構成の予算を2市から拠出していただいているわけですが、その額を少しでも減らすという意味であれば低いほうに合わせたほうが予算的には少ないと。ただ、職員さんに関しては少なくなるので、少しそこに不満等が出てくるかなと思いますけれども、おのこの構成市の市の職員の支給実態とも合わせていくことは大事だというふうに思いますけれども、その辺のことについてはどうかなということをお考えいただければなとことで質問とさせていただきます。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） お答えします。

確かに議員さん申されるように構成市からの負担金ということで、現在当消防組合は運営しているような状況にあります。先ほど総務課長が言ったように条例関係につきましては印西市条例を運用しているというのが1点ございます。また、予算の編成方針のときにも各構成団体の市との打ち合わせ等も十分させていただいておりました。このときに、平成22年度につきましても同様に、今の改正、本則に戻すという協議があったのですけれども、その時点ではもう一年だけは今までどおりに健全化に努めていただけないかという意見をいただきました。また、今回の予算編成に当たりましては、既に5年以上も削減の編成をさせていただいていることから、あとは一遍ではなくて、段階的な考慮を考えて上げることについて再度協議していただけないかという意見をいただいたもので、今回提案させていただいたというのが主な内容でございます。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第10、議案第5号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第5号について、ご説明いたします。

本案は、危険物の規制に関する政令の一部が改正され新たな審査基準が発生することに伴い、国が示す地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部について改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 議案第5号について補足説明させていただきます。

議案及び審議資料7ページから8ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、浮き蓋を有する特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するため、当該貯蔵所の設置に係る技術上の基準を新たに設けるため、危険物の規則に関する政令等の一部が改正され、新たな審査業務が発生することに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、手数料を徴収する旨につきましては、地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める必要があるため、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案書のほうにお戻りください。別表中2の項、法第11条第1項、前段の規定による設置の許可申請手数料の目、貯蔵所の節区分の欄中「以下、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、という」の次に「、浮き蓋付の特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所という」を加え、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加えるものでございます。

なお、当消防組合管轄内におきましては、この対象物件はございません。

附則といたしましては、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（齋藤光彦） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第11、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第6号について、ご説明いたします。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から共同処理事務の追加依頼に伴い、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 議案第6号について、補足説明をいたします。

議案及び審議資料9ページの新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の概要でございますが、新旧対照表の別表第2に示す、第3条第1項第3号に掲げる議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償事務、また第3条第1項第4号に掲げる非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の事務に「松戸市」を追加し、同表第3条第1項第11号に掲げる公平委員会に関係する事務に「銚子市」を追加するものでございます。

議案に戻りまして、附則といたしましては、この改正規約の施行日は平成24年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（齋藤光彦） 補足説明終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第12、議案第7号 平成23年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第7号について、ご説明いたします。

本案は、人件費及び事業費等の確定に伴う精算や消防防災通信基地整備事業による増額補正でございます。

歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ2,691万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,971万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、議案第7号について、補足説明させていただきます。

審議資料の11ページをお開きください。

このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、1点目は人件費の精算で3,507万3,000円の減額、2点目は消防車両の更新整備や指令センター共同運用負担金など事業費の確定で1,061万2,000円の減額、3点目は消防救急デジタル無線施設整備に係る事業費を含めた物件費7,260万3,000円の増額、合計2,691万8,000円の追加補正です。

なお、消防救急デジタル無線施設整備につきましては、平成23年度の国の第3次補正予算における補助対象事業で、事業の3分の1を国庫補助金、残りの3分の2を地方債により賄うものです。

これら歳入歳出の増減に伴いまして、分担金を精算させていただきました。

これによりまして、1の平成23年度歳入歳出予算補正額は、補正前の額28億7,280万円に2,691万8,000円を増額し、補正後の予算額を28億9,971万8,000円とするものです。

それでは、議案第7号 平成23年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入の1款分担金及び負担金は、事業費等の精算に伴う歳出の減額分のほか、補助事業に伴う3款国庫支出金及び6款組合債の追加により歳入調整を行い、平成23年度の分担金負担割合により構成市の分担金を精算するもので、1款分担金は、補正前の予算額26億2,972万4,000円から5,808万3,000円を減額し、25億7,164万1,000円とするものです。市別の内訳は9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましては、この補正予算書の最後の20ページ、関係市分担金算出表のとおりとなっております。

7ページに戻りまして、3款国庫支出金は、平成23年度の国の第3次補正予算において追加された消防防災通信基盤整備費補助金で、消防車両に積載する無線機をデジタル化するための事業費です。24年2月1日付で国からの交付決定を受け、2,470万1,000円の追加となりました。

4款繰越金は、平成22年度からの繰越額3,428万2,000円が決算により確定しましたので、分担金の精算に充てるため、2,428万2,000円を追加するものです。

5款諸収入は、消防救急無線デジタル化に係る千葉県市町村振興協会助成金の額が変更になったため、51万8,000円を追加するものです。

6款組合債は、消防救急デジタル無線施設整備費のうち、補助金額を除いた額を緊急防災・減災事業債により賄うもので、消防車両整備費等の事業費の確定分と合わせ3,550万円を追加するものです。

なお、緊急防災・減災事業債につきましても、国の補正予算において対象となった地方債で、充当率

100%、交付税算入率80%となっております。

この組合債につきましては、4ページをお開きください。

第3表、地方債補正のとおり、事業費の確定に伴う消防施設整備事業の限度額は9,100万円から8,280万円へ、消防救急デジタル無線施設整備等に係る防災対策事業は9,450万円から1億3,820万円へ変更となります。

次に、8ページをごらんください。

歳出についてですが、3款消防費は、補正前の額26億3,768万円から2,737万9,000円の増額となりました。その主な内訳ですが、10ページをお開きください。2節給料は、給与改定による減額分と職員の退職に伴い965万8,000円を減額するものです。3節職員手当等は、13ページの補正予算給与費明細書をごらんください。時間外手当につきましては、救助大会、消防ポンプ操法大会が震災の影響により開催されなかったことにより478万2,000円を減額するものです。住居手当につきましては、給与改定により持ち家に対する支給額が変更となったもので、82万円の減額です。子ども手当につきましては、制度改正による支給額の変更により445万4,000円の減額です。給料減額に伴いその他の手当を再算定したところ、職員手当合計で1,543万9,000円を減額するものです。

10ページに戻りまして、4節共済費は55歳以下の勤奨退職者に係る千葉縣市町村総合事務組合への特別負担金が生じなかったことによる不用額で、997万6,000円を減額するものです。9節旅費は、震災の影響により各種会議が開催されなかったことや消防学校入校者の減による執行残で36万3,000円を減額するものです。11節需用費は、本埜分署が本埜支所内へ移転したことによる光熱水費の増額の影響により42万円を追加するものです。12節役務費は、大規模災害発生時に職員を緊急参集する際にメール配信する職員参集システムの導入経費や自動車保険料、電話料金等、実績をもとに支出見込額を再算定した結果、81万6,000円の追加となりました。13節委託料は234万7,000円の減額、これは白井消防署庁舎診断委託等の委託業務の事業費が確定したことによる執行残や、職員の健康診断及び予防接種等、職員の衛生管理に係る委託料等の精算により減額となったものです。14節使用料及び賃借料は、有料道路の使用が少なかったこと等により減額となったものです。

次に、11ページ、18節備品購入費は、国の第3次補正予算において新たに補助対象となった消防救急デジタル無線施設に係る無線電話装置等の整備費を追加するもので、消防車両整備費の事業費確定による減額分と相殺し、7,109万4,000円の増額でございます。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費ですが、備品購入費のうち、補助事業である消防救急デジタル無線施設整備につきましては、年度内での事業完了が見込めないため、来年度予算への繰越明許費として計上させていただきました。

11ページに戻りまして、19節負担金補助及び交付金は、688万6,000円の減額。減額の主な理由は、共同指令センターの工事費が確定したことにより負担金が減額となったことが主な要因です。27節公課費は、20万8,000円の減額。減額の主な理由は、自動車重量税の税額が改定されたことによる減額でございます。

4款公債費、23節償還金利子及び割引料46万1,000円の減額は、平成22年度に資金借り入れし、印旛消防署に更新配備した水槽付消防ポンプ自動車と本埜分署に更新配備した高規格救急自動車に係る借入金の予算計上見積もり利率と実行利率の差による減額となります。

以上で平成23年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤光彦） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たってはページをお示してください。

質疑はございませんか。

9番、長谷川議員。

○9番（長谷川則夫） 11ページ、3款消防費、1目常備消防費のうちの19節、指令センター共同運用負担金のところですけども、先ほど減額ということでご説明があったのですが、その理由についてお伺いをします。

○議長（齋藤光彦） 通信指令室長。

○通信指令室長（後藤良一） 指令センターの入札なのですが、これは千葉市で行われました。千葉市が代表して行われまして、それが1月に入札を行いまして、3月に決定したところで、この予算編成時にはまだ正確な金額が反映されておりませんでしたので、その減額でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成23年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第13、議案第8号 平成24年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第8号について、ご説明いたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、平成24年度の予算額を31億4,900万円とするものでございます。前年度と比べ9.6%、2億7,620万円増加しております。

主な取り組みとして、本埜支所庁舎改修工事、高規格救急自動車、屈折はしご付消防自動車の更新整備、

消防救急無線のデジタル化及び指令業務共同運用に向けた事業など、消防情勢に合わせた効率的な消防体制を目指す予算編成といたしました。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、議案第8号について、補足説明させていただきます。

審議資料の12ページをお開きください。

平成24年度印西地区消防組合一般会計予算の概要ですが、予算編成方針については昨年の8月に定め、長引く景気の低迷や構成市の厳しい財政状況を認識し、事業の緊急性や重要性を十分勘案し、創意と工夫による歳出の抑制と将来の財政負担を視野に入れた事業選択を行いながら、編成作業に取り組んできたところであります。

次に、13ページ、2の一般会計、(1)の予算規模をごらんください。年度別推移の表に示すとおり例年消防施設、主に消防車両の整備事業の多少によって増減率に差が生じています。特に23年度からは県内20消防本部で指令業務を共同で運用する指令センター共同運用整備事業と、県内全域を対象として消防救急無線デジタル化に関する施設整備が共同事業として実施されることや、印西市役所本桠支所の一部を本桠分署として使用するための改築費用等、これらの影響により24年度の予算規模は31億4,900万円となりました。

(2)、歳入予算の状況と(3)、歳出予算の状況につきましては、この後の予算概要で詳しく申し上げます。

次に、14ページをお願いいたします。3の一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については立替施行に基づく消防庁舎や用地、消防車両の整備費及び通信指令システム整備のための地方債によるものです。24年度末では、指令センター、消防救急無線デジタル化関連負担金のための防災対策事業債を借り入れる予定で、7.3%の増加となる見込みです。

また、立替施行の起債分につきましては、特別分担金の対象となっております。

債務負担行為の未払い残高については、立替施行による庁舎や用地の取得償還金、指令センター共同運用事業に係る負担金で、庁舎等取得費償還金につきましては、すべて特別分担金の対象となっております。

次に、4のむすびは、構成市の厳しい財政状況等を認識し、限りある財源の中で消防力の充実強化を行い、住民の安全と安心を守る消防目的達成を目指す予算といたしました。

次に、15ページをお願いいたします。歳出予算別の概要ですが、性質別区分の内訳は、人件費が20億4,616万4,000円で、23年度との比較では315万円、0.2%の減額となります。内訳は、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び平成24年度に在籍する消防職員の給与、共済費です。平成24年度の職員数は238人で、職員数に増減はありません。

次に、扶助費は2,955万円で、589万8,000円の減となります。これは子供のための手当の制度改正によるものです。

次に、公債費は2億3,193万円で、829万1,000円、3.7%の増加となります。これは平成22年度に借り入れを行い、印旛消防署に配備した水槽付消防ポンプ自動車及び本桠分署の高規格救急自動車の元金償還が

始まることによるものです。

これら義務的経費の総額は23億764万4,000円で、75万7,000円の減額となります。

次に、投資的経費、普通建設事業費につきましては3億9,649万2,000円で、73.1%、1億6,744万9,000円の増加となっています。内容は、15ページ下段の主な取り組みの消防体制の整備の項目に記載しておりますが、現在緊急的に本埜支所3階に移転している本埜分署の機能を2階部分へ移転するための消防庁舎改修工事費、白井消防署へ配備する屈折はしご付消防自動車と高規格救急自動車の更新整備費及び本埜分署へ新規整備する連絡車の経費を計上しております。消防車両の更新につきましては、車両更新基準のほか、できるだけ長く使えるよう、組合全体をとらえ、稼働率や老朽度に応じて所属間の使い回しを行っているところでございます。

また、普通建設事業費の単独分には、公有財産購入費として西白井消防署、印西西消防署及び牧の原分署の施設と用地等の取得に要する経費を計上しています。

次に、その他の経費のうち、物件費につきましては1億5,497万7,000円、3.4%、516万3,000円の増額です。消防OAシステムの更新が増加の主な要因です。

次に、維持補修費につきましては1,272万7,000円で、12.3%、139万5,000円の増額です。これは震災後の余震の影響で損傷した印旛消防署車庫の雨漏りの修復をするための屋上防水工事等に係る経費を計上しています。

次に、補助費等につきましては2億6,716万円で、62.7%、1億295万円の増加。主な要因は、平成25年度から運用予定の共同指令センターと消防救急無線デジタル化の整備工事に係る負担金2億5,283万4,000円によるものです。

次に予備費は、本年度と同額の1,000万円を計上しました。

以上が歳出予算の性質別概要となります。

なお、下段に主な取り組みを記載しましたが、性質別概要での説明のほかに、救急救命士を1人養成いたします。救命士の養成は、本年度研修中の1人を含めると延べ27人となり、救命士資格者採用の20人と合わせると本年度末における救命士の合計は47人になります。

16ページの歳入予算科目別の概要及び17ページの歳出予算目的別の概要につきましては、この後の議案第8号 一般会計予算書の説明と重複しますので、省略させていただきます。

それでは、議案第8号 平成24年度印西地区消防組合一般会計予算書をごらんください。

歳出から説明させていただきます。

11ページをごらんください。1款議会費は112万2,000円で、1万5,000円の減額となります。議会費の内容は、議員10人の報酬や議長交際費、会議録の作成委託料などです。減額の主な理由は、組合議員定数の改正に伴う議員報酬の減少によるものです。

次に、2款総務費は34万4,000円で、増減はありません。内訳は、1項総務管理費については正副管理者等の報酬、管理者交際費などです。

2款監査委員費は、監査委員の報酬などです。

12ページに移りまして、3款消防費は29億560万4,000円で、2億6,792万4,000円の増加となります。節別に申し上げますと、1節報酬は労働安全衛生法令に基づく産業医の報酬36万円で、職場巡視や職員の健

康相談を予定しています。2節給料は、職員238人分で9億1,625万円、前年度に比べ500万5,000円の減額となります。減額の主な要因は、給与改定による給料額の引き下げなどによるものです。次に、3節職員手当等は6億7,532万6,000円で、527万7,000円の増額となります。

19ページの給与費明細書をごらんください。職員手当の内訳のうち、地域手当につきましては平成19年度から減額措置を実施しており、24年度も引き続き本来の支給率8%から1%減額し、支給割合を7%としました。また、管理職手当につきましても支給額を5%減額しております。その他の手当につきましては、勤務実績と予測により計上させていただいております。

12ページに戻りまして、4節共済費ですが、共済組合の各種給付負担率の改定に伴い減額となり、4億8,304万1,000円を計上し、930万6,000円の減額となります。5節災害補償費につきましては、窓口として1,000円を計上しました。次に、8節報償費は、火災等における消防協力者への表彰や防火コンクール表彰記念品などの経費で、6万8,000円を計上しました。9節旅費は158万1,000円、前年度に比べ18万7,000円の減、これは消防学校の入校者数の見直しによる研修旅費の減額が主な要因です。10節交際費は、前年度と同じ20万円を計上させていただきました。11節需用費は7,294万7,000円、前年度に比べ376万2,000円の増額です。これは燃料単価の高騰による燃料費の増加が主な要因です。次に、12節役務費は、12ページの火災保険料から13ページの中段の高圧ガス容器手数料までの1,804万7,000円で、96万2,000円の減額です。これは通信指令システムが平成24年12月から共同運用されることにより、通信料の減額が見込まれることによるものです。次に、13節委託料は14ページまで、3,466万5,000円で、39万8,000円の増。増額の主な要因は、本埜支所改修工事に伴う庁舎管理業務委託料等によるものです。次に、14節使用料及び賃借料は1,926万3,000円で、474万2,000円の増額。増額の主な要因は、消防OAシステムの更新によるシステム使用料が増額したことによるものです。

次に、15ページ、15節工事請負費は1億1,615万2,000円で、1億482万円の増。これは本埜支所庁舎改修工事による増額です。17節公有財産購入費は1億2,719万3,000円で、3万3,000円の増額です。18節備品購入費は1億7,532万4,000円で、6,144万2,000円の増額です。屈折はしご付消防自動車の更新整備費が増額となった主な要因です。

16ページをごらんください。19節負担金補助及び交付金は2億6,404万2,000円、1億323万5,000円の増額です。増額の主な要因は、指令センターの共同運用及び消防救急無線デジタル化に係る負担金によるものです。22節補償補填及び賠償金は、窓口として1,000円を計上しています。27節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税114万3,000円です。

17ページをごらんください。次に、4款公債費ですが、1目元金は2億723万2,000円です。22年度に借り入れ、印旛消防署に配備した水槽付消防ポンプ自動車と本埜分署の高規格救急自動車の元金償還が始まることから956万1,000円の増額となります。公債費の2目利子は2,469万8,000円で、127万円の減額です。減額の要因は、簡保資金及び財政融資資金の償還方法が元利均等返済のため、利子が減額となるものでございます。

5款予備費は、予期せぬ支出に備え、23年度と同額の1,000万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

9 ページの事項別明細書をお願いいたします。

1 款分担金及び負担金の総額は27億4,431万7,000円で、本年度に比べ1億1,459万3,000円の増加となります。内訳は、一般分担金が25億686万円で、1億1,456万円の増額。主な要因は、本埜支所庁舎改修工事費及び屈折はしご付消防自動車整備事業に伴う普通建設事業費の増加です。特別分担金は2億3,745万7,000円で、3万3,000円の増加です。

なお、平成24年度の一般分担金の負担割合につきましては、基準財政需要額割100%となります。

構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、30ページの平成24年度構成市分担金算出表に記載のとおりです。

9 ページに戻りまして、2 款使用料及び手数料は103万7,000円で、危険物施設の許可や検査手数料が主なものです。実績と今後の対象施設数の予測を勘案し計上いたしました。

次に、3 款国庫支出金につきましては、事業予定はありませんが、科目存置として1,000円を計上しております。

次に、4 款県支出金は、屈折はしご付消防自動車と高規格救急自動車を千葉県消防広域応援隊に登録申請することから県補助金として1,620万2,000円を計上しました。

次に、5 款繰越金は、予備費相当分として1,000万円を計上しております。

次に、6 款諸収入は4,584万3,000円で、消防救急無線デジタル化整備事業に係る千葉縣市町村振興協会助成金のほか職員の生命保険等徴収代行手数料や庁舎内に設置しております自動販売機の電気料となります。

次に、7 款組合債につきましては、屈折はしご付消防自動車及び高規格救急自動車の更新整備、指令センター共同運用整備事業及び消防救急無線デジタル化整備事業、本埜支所庁舎改修工事に係る地方債で、3億3,160万円を計上しました。

以上で、平成24年度予算の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 補足説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。1時まで休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 零時56分

○議長（齋藤光彦） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号 平成24年度印西地区消防組合一般会計予算について、質疑を行います。

なお、質疑に当たってはページをお示してください。

質疑はございませんか。

3番、酢崎議員。

○3番（酢崎義行） 議案審議資料の15ページ、歳出予算、性質別概要の中で、下の方に主な取り組みの中に屈折はしご付消防自動車更新整備事業というのがございます。これの屈折はしご付、今までののは、正式名は知りませんが、伸縮式といったらいいのでしょうか、伸びていくやつだと思いますけれども、これは

たしか初めてではないかなと思いますけれども、その辺も含めて伸縮式との差、機能的な差と、事業費、値段の差、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 警防課長。

○警防課長（石井 満） それでは、24年度の主な事業で屈折はしご車について、今までのはしご車との違い、並びにその事業費について説明させていただきます。屈折はしごにつきましては、当組合は初めての導入となります。イメージといたしましては、今ご質問にありましたように、今までのはしご車、今2台ございますが、要するにはしごがそのまま真っすぐ伸びていくタイプが現行であります。それが、今度屈折、要するに関節がついたような形になります。クレーン車のようなイメージで、そのかわりそれに関節がついているということで、非常に活動範囲が広く、例えば電線があつたりしたときに曲がってやると、あるいは障害物、いろいろ、そういうところを可動範囲として広く使えるというのが大きなメリットでございます。要するに空中作業的な要素があるというのが1つであります。それから、現在の白井消防署のはしご車、これ20年間もなく経過しまして、排ガス規制で車検がもうとれなくなります。そのために更新整備をしなければなりません。それで、同じタイプが印西西消防署にあります。それで車が大きくなる、要するに高さが高く伸びれば伸びるほど車の大きさが大きくなって、取りまわしはどちらかという、機動性は反比例する形になります。そこで以前からも消防部隊のあり方ということで、内部で、作業部会で検討してまいりまして、1台は少し小さくして、機動力を高めると、それから機能的にも活動の範囲という、有効性を高めようということで今回屈折はしごを整備するというので提案させていただいております。それで現行のはしご車は約35メートルまで伸びますが、今度のはしご車は25メートル、階数で言いますと、おおむね8階、現在のやつは10階であります。その分機動性を高めようと、そういう形でございます。

それから、事業費の関係でございますが、今と同じ大きさではしご車を更新すると、概算ですが、約2億3,000万くらいかかるという情報であります。このたびの屈折の場合は1億3,000万弱であります。形を小さくして、同じくらいのはしご車を導入した場合ですが、おおむね1億8,000万くらいではないかというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤光彦） 3番、酢崎議員。

○3番（酢崎義行） 屈折はしごについては了解いたしました。

もう一点お願いします。同じページの災害情報通信体制の整備ということで、指令センターの共同運用、これは以前より説明等をいただいて、実施に入ってくるころだと思うのですが、現在の通信システムといますか、今行っているものと、非常に比較はしにくいとは思いますが、トータル的に、いろいろイニシャルコストがあつたり、ランニングコストがあつたり、違いはあるとは思いますが、概略費用としてはどのくらいの差があるのか、これをお聞きしたいと思います。ちょっと答えにくい質問かもしれませんが、お願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 通信指令室長。

○通信指令室長（後藤良一） それでは、通信指令室の現在のシステムと今後整備される、共同運用されるシステムの金額的な違いということでご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

まず、指令システムイニシャルコストでございますが、導入経費でございますが、現在使っている指令システム、これが導入経費4億6,900万ほどかかっております。今度新しく整備します、共同で行いますシステムにかかります値段が1億8,679万1,000円ということで、約4割ぐらいで整備が可能ということになっております。あと、ランニングコストですが、これは現在まだ検討中ということですが、わかっている部分、まず保守形態はまだ決まっております。ところが通信に使うライン、これがビジネスイサーという光回線を使います。これは電送速度とか、それで値段が違ってしまいますのだけれども、一応今後予定されているのは、消防本部間、千葉市と各消防本部間を結ぶのが100メガ、各署が10メガというようなことで検討がなされています。ところが、そうしますと年間の使用料がその電話回線だけで1億5,000万ぐらい行ってしまうというようなことで、もう少し署との通信回線は1メガぐらいでいいのではないかとということで、その辺も検討しながら、今現在コストを算定中でございます。極力今よりもかからないというような方向性で検討はされているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 3番、酢崎議員。

○3番（酢崎義行） 機械のほうはわかりました。あと、下のほう、共同でやるということで、どういう関係になるのかわかりませんが、かける人の数が減るのかどうかということについてはどうでしょうか。

○議長（齋藤光彦） 通信指令室長。

○通信指令室長（後藤良一） 人力的な問題でございますが、まず全体で行う部分では、指令センターのほうは現在これに携わる20消防本部の人員は218名でございます。これが共同指令センターを運用しますと、管理部門10名を入れまして86名ということで効率化が図られます。当組合からは4名の人員が出向するような形になっております。ただし、業務全体が移行するわけではありませんので、前にもお話ししましたかと思いますが、病院照会ですとか、防災行政無線ですとか、そちらにかかる当組合独自の運用がございますので、そちらのほうにも人員がかかりますので、すべて人員が減るといったような形ではなからうかと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 順番に行きます。

9ページです。9ページの県支出金で、今酢崎議員から言われた屈折はしご付消防自動車、ここのところで、最初そちらの説明のほうで消防広域とおっしゃったのですけれども、これはこの組合の範囲以外に出動することなのではないでしょうか。その辺の説明をもう一度伺います。

それと、次の10ページで組合費です。屈折はしご付消防車とあと高規格、毎年、毎年これは更新する予定なのではないでしょうか。ちょっとその点について伺います。

それと次の11ページ、総務費の一般管理費、この19節の負担金のところで非常勤職員の公務災害で7,000円が計上されていますけれども、公務災害というのは毎年発生しているのでしょうか。本年度見込みというか、これはないにこしたことはないのですけれども、過去の実績から見てどうなのではないでしょうか。ちょっとその辺伺います。

それと、次の12ページです。9節旅費のところ、一番下に先進消防実務研修、これ3万円計上されていますけれども、先進消防実務というのは、これはどこの研修先をいつているのか、ちょっとその辺伺います。

それと、同じページの11の需用費で一番最後の修繕費、これは昨年の予算と見てみると、昨年から3,000万円少なくなっているのですけれども、これはどういうことなのか、説明をお願いします。

それと、13ページの13節の委託料です。委託料の一番下から2番目の免震装置保守点検委託料、これは昨年は計上されていなかったのですけれども、これは初めてのことなのか、この点についてご説明をお願いします。

次の14ページです。昨年は計上されていたのにことしはゼロという項目があったのですけれども、それは無線設備免許申請業務委託、昨年は33万円という計上されていたのですけれども、ことしは計上されていない、その理由を伺います。

同じところで、弁護士相談委託料12万円とありますけれども、弁護士相談委託というのは、これは対象がどうなのか、ちょっとこの組合で弁護士というのはちょっと私意外だったので、ちょっとその辺について伺います。

それから、同じページで各種講習委託料が31万5,000円あります。この各種講習、どういうものを対象としているのか伺います。

あと、15ページで第11次の計画、これです、住民の安全と安心を目指して、第11次実施計画、これ23年から25年度分です。これを見ますと指揮統制車Ⅳ型消防本部、広報連絡車本埜分署というふうに書いてあるのですけれども、この計画はこのどこに反映されているのか、ちょっとわからないので、伺いたいと思います。

16ページの19節負担金の下の方、指令センター共同運用負担金というのは金額の説明がありましたけれども、これは3年間で総額はどのくらいとなるというふうに見込んでいるのか伺いたいと思います。

17ページの予備費です。予備費、毎年1,000万円という、何か緊急に備えてと言いますがけれども、これは緊急というのは、大体この消防自体が緊急の事態に対応する組織になっていますけれども、具体的にどのようなものを想定しているのか伺いたいと思います。

それと、消防長の仕事のひとつのちょっと話を伺いたいのですが、消防法の第17条3の3では、消防用設備等または特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者に対して、その設置したこれらの設備等を定期的に点検して、その結果を消防機関に報告することを義務づけています。その報告を受ける人が消防長または消防署長となっていますけれども、昨年計画した市の企業の進出も増加していますけれども、24年度に報告を受ける予定の防火対象物の関係者というか、その関係機関というか、例えば印西市役所とかクリーンセンターの事務所にそういう防火対象物がありますけれども、ここではどのくらい防火の対象物の関係があるのかを伺いたいと思います。

この点検するにはもちろん専門的な知識とか技能を必要としますが、防火対象物の規模とか構造によって人命の危険度の高い防火対象物にあっては、資格を持っている人が点検しなければいけない。消防設備士または消防設備点検資格者の方が点検を行うことになっていて、その点検というのは半年ごとの機器点検と、そして1年ごとに行う総合点検というふうに分けられていると思いますけれども、このようにちゃ

んと期限を守られて消防署長に報告は来ているのかどうか。または、報告しない、または不備の報告をすると罰せられることになっています。これは消防法の第42条第7号の3と第45条第3号によって罰せられますけれども、過去にその事例があったのかどうか。また、あれば24年度はどう対処する考えなのかをお伺いします。

○議長（齋藤光彦） 答弁を求めます。

警防課長。

○警防課長（石井 満） それでは、はしご車の関係の県補助金から申し上げます。このたび県の補助を受けるのは屈折はしご車とそれから高規格救急車2台でございます。本来ならば緊急消防援助隊登録をして、国の補助を受けたいところですが、この枠がいっぱいありますので、県の補助というところですが、これにはやはり条件がございます。要するに1年前の東日本大震災など大規模災害があった場合、広域応援の部隊として登録をしなければなりません。したがって、屈折はしご車とそれから高規格救急車につきましては、県の補助を受けると同時に千葉県内で大規模災害があった場合は、広域圏内の応援隊として出動することとなります。それが一つの条件であります。

それから2つ目で、車の関係では高規格救急車、毎年更新整備するののかというところでございますが、救急車につきましては更新の目安を8年で行っております。現在7署所、要するに各署所1台ずつありますので7台、8年うち7年は単純に計算して更新しているということで、最近救急車の更新は毎年続いております。

なお、更新しても車検とか故障とか、そういうために次の車を更新するまでは、要するに予備的に代替車として保有をしております。要するに通常8台の救急車を保有して運営しているというところであります。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、3点目、公務災害の補償の関係で、11ページの7,000円の件でよろしいのかと思いますが、2款総務費のほうの7,000円につきましては、非常勤職員の方の公務災害補償等の事務負担金ということで、こちらのほうは皆さん議会議員の方とか、非常勤職員の公務災害補償の負担金ということで7,000円になっております。常勤の職員のほうは、3款消防費のほうの常備消防費の中で4節の共済費のほうに含まれておりますので、こちらのほうは共済費のほうでということになっております。

それから、毎年公務災害が発生しているのかということですが、23年度、訓練中の事故で1名の公務災害が発生しております。

続いて、12ページの先進消防事務研修費3万円の件ですが、こちらのほうは旅費として計上させていただいておりますが、先進消防、東京消防庁のほうで研修生としての職員の受け入れを行っております。その関係で、相手先が受け入れてくれればという話になってしまうのですが、この関係で予算を計上させていただいております。

それから、12ページの需用費の修繕料1,384万3,000円、減額の件でございますが、ちょっとその辺、3,000万減っているというのは、ちょっとうちのほうでは、22年度のほうとのちょっと違いがあるのかと思うのですが、23年度と24年度を比較しますと74万6,000円の増額というふうになっております。内容的には庁舎や備品等の修繕、警防関係の車両の修繕とか、予防の火災原因調査の器具の修繕、通信指令室の

無線機の修理とか、高圧洗浄機の修繕等々となっております。

それから、その次の委託料に入りまして、13ページの免震装置の保守点検委託料ということなのですが、この牧の原分署と消防本部のございます庁舎、免震構造になっております。その装置の保守点検が建築から1年、3年、5年、10年ということで決められておりますので、今回建築から10年ということで保守点検の委託をさせていただくということになります。

続いて、弁護士相談委託料ですが、本来使わなければ使わないほうがいいわけなのですが、消防関係と住民であったり、消防職員の内部でのトラブルがあったりということで相談をする場合の弁護士さんへの委託料ということで計上させていただいております。

各種講習委託料につきましては、水難救助隊の養成とその訓練に係る委託料ということになります。水難救助の現地訓練が16万8,000円と潜水士免許の取得ということで、1人5日間研修にかかるということで14万7,000円が必要ですよということになります。水難救助隊ということで、現在16名が登録をしております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 通信指令室長。

○通信指令室長（後藤良一） 先ほど消防無線設備免許の申請委託料ということで、昨年が入っていましたが、本年度は抜けているというようなことで、免許申請委託料の説明でございますが、これは電波法で5年に1度再免許申請というのを受けなければなりません。23年度がちょうど5年目の年ということで、ここで申請をいたしました。今年度は申請がございませんので、33万円は不用となっております。

続きまして、指令センターの3年間の総額はということで質問がございました。その件に関しまして、まず平成21年度基本設計で当組合33万7,000円の負担金が発生しております。次に、22年度、仕様書作成で48万8,000円の負担金が発生しております。それから、23年度、これは施設の整備分も含めまして3,753万6,000円の負担金の発生となっております。続きまして、来年度、24年度が1億4,941万8,000円、合計しまして1億8,778万円の負担となります。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 警防課長。

○警防課長（石井 満） 続きまして、11次の実施計画に載っている車の関係について申し上げます。

この24年度予算への反映につきまして、指揮統制車につきましては、現在再考中でございます。この関係で24年度には入ってございません。あと本桠分署の連絡車につきましては、18節備品購入費の中で、上から3段目、はしご車、高規格救急車、その後の連絡車、これが本桠分署に配備予定の車でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 17ページの予備費の件でございますが、不測の事態をということで1,000万を計上させていただいております。今年度につきましても3月11日の震災によりまして庁舎が被害を受けている関係上、予備費から支出をさせていただいております。そういうような不測の事態ということで予備費を1,000万計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 17条の3の防火対象物の関係についてご答弁を申し上げます。

防火対象物の数ですが、印西市、白井市合わせますと2,455施設ございます。次に、消防設備の点検についての実施の件についてですが、当消防本部では予防事務処理規程を策定して、管轄消防署長が実施することとなっております。点検の未実施、未報告の防火対象物に対しては、現在立入検査により指摘し、早急に実施するよう指導、また指導に従わない場合は警告、命令といった違反処理をしているところでございます。罰則等の今までの事例はあるかということのご質問ですが、現在のところ当該事案に対しての罰則を適用した事例はございません。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） それでは、再質問します。

9ページの県の支出金の件ですけれども、千葉県内どこでも応援隊として行けるということなのですけれども、今回は組合としては国の補助も受けられるというふうに言われましたけれども、国の補助を受けることによって千葉県の外に、全国規模で行けるわけですけれども、そこに行くのは結構なのですけれども、それによって人員の不足が生じると思いますけれども、組合としては国の補助を受けたい、だけれども、人員が足りないという認識なのですよ。そうしたら人がふえない限り補助を受けて、実際に全国的に応援するというのはいいことだと思いますけれども、その点についてどうなのでしょう。ちょっと考えをお伺いしたいと思います。

公務災害のことはわかりました。

12ページの先進消防研修は東京消防庁ということわかりましたけれども、受け入れてくれればと言いますけれども、結局枠があつてなかなか入れないということなのでしょうけれども、これは1人分の予算ということだと思いますけれども、これは実際に東京消防庁の枠というのはどのぐらいあつて、それは抽せんとかで決めているのですか。何かいろいろな条件があるのでしょうか。その辺をもう一度確認したいと思います。

それと免震装置、ここはちょうど完成してから10年目ということがわかりました。10年たつと、これから毎年、毎年老朽化するわけですから、それは次はもう毎年、毎年というふうに保守点検に入るのでしょうか。ちょっとその辺伺いたいと思います。

弁護士相談料なのですけれども、これは毎月、毎月相談をやっているということなのですか。ちょっとその点について。12カ月分なのかしら。ちょっとその点についてもう一度確認したいと思います。

それと15ページで、第11次計画に入っている指揮統制車、これって再考中となっておりますけれども、実際には計画に入っておきながら再考中、考えているということですが、それは25年に整備される予定なのか。最初、計画を24年度としておきながら、なぜ再考するのでしょうか。考え直しているということなのでしょうけれども、その点について、再考の理由を伺いたいと思います。

それと予備費はわかりました。この金額で十分なのでしょう。これは毎年、毎年この金額を計上しているのか。これで十分なのか。やはりかなり突発的なことが起こるたびに、ここだけの予備費で十分なのかちょっと心配になりましたので、もう一度確認したいと思います。

それと防火対象物の報告の件です。2,455施設、白井と印西で。これ今なければ結構ですけれども、白井と印西、それで延べ面積1,000平米以上とか、いろいろと条件があると思いますけれども、もしその数字がわかれば、先ほど管理者から数字のことは最初に言うように言われてしまいましたけれども、もし数字があれば、後で結構ですので、伺いたいと思います。

それと同じ項目で、未実施については立入検査をしていくと。最近の締め切りというのは2月か3月だと思いますけれども、その点について確認と未実施しているところはどこなのか。そこは恒常的におくれているのか、その辺の精査しているのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 先進消防の研修につきましては、やはり受け入れ側の体制がありまして、こちらからの要望どおりにはならないというのが事実です。こちらから要望を出しまして、向こうから受け入れが可能であるという回答が来て初めて成立するものですから、受け入れ側がどういうふうに消防本部を選んでいるかということについては、こちらではちょっとわかりかねるという状況になっております。

それから、免震装置の点検なのですが、これに関しましては当初の建設から1年、3年、5年、10年ということで、今年度10年目を迎えて点検するということになっておりまして、その先のことについてはまだちょっと、現時点では把握していない状況ですので、24年度に点検してから、その状況によってということなろうかと思えます。

弁護士さんの関係ですが、1回4万円で3回を見込んでいるということで12万円ということになっておりまして、毎月、毎月というものではございません。問題が発生したときに対応するというところで予算計上させていただいております。

予備費のほうですが、この額で足りるのかということなのですが、今回の東日本大震災の被害に対する改修工事ということで、23年度予備費で対応した額ですが、377万円ということで今回はどうにかおさまっているような状況でございます。それまで特に大きく予備費で支出しているということは、ちょっと私の記憶の中では余りございませんので、今年度と同様1,000万円ということで計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 警防課長。

○警防課長（石井 満） それでは、補助金の関係で緊急消防援助隊、あるいは県内の応援隊、出動して人は大丈夫なのかというご質問でございますが、昨年の東日本大震災の際も、3月の11日発災しまして、翌12日は県内応援隊として旭市に津波被害のため出動をいたしました。実際の活動はなく戻ってまいりました。それから、3月の20日以降は消防隊として、これについては岩手に派遣してございます。やはり国の補助金を受けて車を整備しておりますので。それから、その後3回、今度福島に救急隊を派遣しております。車は当然持ち込みです。要員については各所属から選抜して、負担が一つの所属に偏らないような、そういう形で部隊を組んで行っているというところでございます。したがって、部隊は県外には出ております。その分予備車と非常用車両を活用して部内の体制を整えるという形をとってございました。

それから、実施計画の関連で指揮統制車は再考はというところではありますが、この共同指令の関係で、

今細かい作業が進められております。要するに指令業務119番の受付業務は共同でやると、それから部隊の運用はそれぞれの消防本部が行う、その役割分担など細かい詰めを行っておりますので、それに見合うような形のやはり消防体制を構築すべきだということで、指揮統制車については再考をさせていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） それでは、防火対象物の1,000平方メートル以上は何棟あったということについてお答えをいたします。印西市、白井市合わせまして664施設でございます。

次に、点検報告に関しまして、先ほどの答弁の中で若干抜けてしまった件も交えながらお話をさせていただきたいと思っております。

点検報告に関しましては、毎年の報告と3年前の報告がございます。3年前の報告に関しましては、平成24年度が報告の年になっている防火対象物検査の把握が現在できておりませんので、正式な数をお答えすることができませんが、映画館、物品販売店など不特定の方が利用される防火対象物は毎年報告となりますので、平成23年4月1日現在の特定用途防火対象物数は701件以上となっておりますので、701件以上の点検報告があると予想されております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 済みません。ちょっと最初に、今答弁された件なのですけれども、これは実際に期限を守ることで日々の安全を保証されるわけですから、このことについてちゃんと毎年、毎年、そして6カ月ごとにちゃんと定期的に検査して、それを報告するというのを最終チェックするのは消防署長ですから、それをちゃんと定期的にチェックはされている体制になっているかということで、もう一度確認したいのですけれども。大勢の人たちが集まる場所の防火対象物を検査するわけですから、その辺について今未実施を立入検査していると言いますが、この未実施、実際になぜ実施されなかったのか、そういう原因なんかはちゃんとつかんでいるのでしょうか。それを伺いたしたいと思います。

ちょっと順序が逆さまになってしまいますけれども、あと指揮統制車の再考中ということは、細かい作業とか役割分担と言いますが、これはもう既に平成23年度にやっていないければならないことだと思うので、指揮統制車はそのまますぐ本番に突入するのではなくて、十分な時間をかけて練習するというか、準備期間が必要だと思いますが、これ24年度の途中でやるというふうに考えることはできないのでしょうか。ちょっとその点もう一度伺います。

それと、14ページの弁護士相談料、これは1回4万円というのはかなり高いなと思うのですけれども、大体弁護士というのは30分5,000円プラス消費税というふうに大体相場は決まっていると思いますが、この1回4万円というのは、要するに1回何時間もかけてやるということなのではないでしょうか。そういう事案があるからやっているということなのですか。これから来る事案に対しての対応の弁護士の予算なのではないでしょうか。ちょっとその辺伺いたしたいと思います。

それと東京消防庁に研修生、これはぜひ東京消防庁が研修生の枠を広げてくれればいいと思っておりますけれども、実際に過去に研修生として行かれたのか。もし行かれたら、その方がどういうふうに活躍している

のか、ちょっとその辺について伺いたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 期限を守るということで、署長がチェックを毎年ちゃんとしているかということについてお答えをします。

先ほどもお話をさせていただいたとおり当組合の例規によって消防署長が点検結果報告を受けて、処理を行うという形をとっております。これによって処理が何らかの違反が指摘された場合には、速やかに立入検査に移行して、その改修報告を上げていただいて、それに基づいて防火対象物の施設の管理権原者と話し合いを持ちながら進めているというのが現状であります。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 警防課長。

○警防課長（石井 満） 指揮統制車の件で申し上げます。

共同指令の関係で大枠は進められているところでありますが、20消防本部が共同で今度通信指令業務を行います。そういう関係で少なからず各本部現場活動のやり方というのは、少しやり方も異なるところがあります。そのすり合わせの関係があって、現在ある指揮車で、それを対応が可能なのか、あるいはやはり現場指揮をよほど強力で統制する必要があるか、これによって対応が変わりますので、そこを見きわめた上で対策のほうを講じさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） それともう一点答弁漏れがありました。立入検査の未実施しているのはどこかということですが、現在手持ちにちょっとございませんので、これは改めましてご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 弁護士費用の件でございますが、弁護士の費用1回4万円で3回ということで、今現在何かお願いするものがあるということではございません。過去に職員のトラブルによりましてお願いした経緯がございますので、あくまでも予測としての予算計上となっております。

もう一点、先進地の東京消防庁の件でございますが、過去に火災調査の件で研修に行っているという者がございます。当然火災調査、専門的知識が必要だということで、原因究明するためにそういう研修を受けて、現在もそういう火災調査の分野で活躍しているところがございます。もう一点、ハイパーレスキューのほうでも研修を受け入れていただいているところがございます。ハイパーレスキューに関しましてもやはり特殊な技術ということで研修をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 答弁漏れ指摘してください。

4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 第11次計画に指揮統制車が計上されているということで、24年度の途中でもやる考えはないかということをお伺いしたのですが、

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） お答えさせていただきます。

実施計画ベースでは、指揮統制の関係の車両については購入予定だと、当初は計画をしていたわけなのですが、山田議員さんからも一般質問でご質問いただいているように地方財政の見直しというのは非常に必要なのだと。その中で指揮統制車、例えば入れてもいいけれども、どこに配置し、どういうふうになるのかということが決定しているわけではございませんので、先ほど警防課長が言うように情勢の整理をした段階において、そこを計上していきたいということで、24年度中には購入する予定については現在考えておりません。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木議員。

○1番（鈴木泰彦） 私の次の一般質問の関係で、複数にわたってちょっと伺いたいことがあるので、一遍でよろしいですね。

まず、12ページの需用費の修繕料、これの内訳、それと14ページ、委託料の庁舎等清掃委託料、これの内訳を。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、修繕料の内訳についてですが、庁舎、備品等の修繕ということで500万円、警防の車両の車検ということで176万4,000円、法定点検が72万5,000円、車両修理ということで295万4,000円、機械器具の修繕が109万5,000円、車両のタイヤ交換が67万4,000円、予防関係としまして火災調査器具の修理ということで7万円、通信指令室の無線機の修繕が50万円、指令システムの機器の修繕が50万円、細かいところだと印西消防署の掲示板、ボードの修繕が7万円、印旛消防署のホース洗浄機の修理ということで14万1,000円、それとあと各消防署ごとに修繕料として枠配当として5万円を計上しております。

それからもう一点、庁舎清掃委託料83万6,000円の件ですが、こちらにつきましては消防本部の庁舎部分、毎日勤務者、なかなか清掃している時間がないということで業者に委託をしまして清掃をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 長谷川議員。

○9番（長谷川則夫） それでは、16ページの、先ほど質問したところにも関係しますけれども、19節指令センター共同運用負担金のところなのですが、先ほど説明の中で千葉県において12月から実施するというふうなご説明だったのですが、当初から千葉県全体を区域の対象として行われるのかそれだけ確認をさせてください。

○議長（齋藤光彦） 通信指令室長。

○通信指令室長（後藤良一） 共同指令センターの運用が千葉県全体の事業かというようなご質問でございます。私ども印西地区消防組合を含めた20消防本部、千葉県北東部南部ブロックがまず1つです。もう一つ、北西部ブロック、これは松戸市を中心として6つの消防本部で行われるのですが、その2ブロックの

形でなっております。そこに単独で船橋市、八千代市、それから柏市、我孫子市、あと習志野市は単独で、この一緒のグループには入っておりません。ですから、グループとして行うのは2ブロックで行われます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成24年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決します。

議案第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立多数です。

したがって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩したいと思います。2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（齋藤光彦） 再開します。

◎一般質問

○議長（齋藤光彦） 日程第14、一般質問を行います。

通告のあった発言者の発言を許します。

順番に発言を許します。

なお、申し合わせにより、一般質問の制限時間は6分となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、4番、山田喜代子議員の発言を許します。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 日本共産党の山田喜代子です。今回2項目にわたって質問いたします。

1番、消防職員の充足率です。これは2009年度、国では全国平均約75%、県では70%、組合ではそれより低い62.7%という数字です。平成23年2回定例会の私の質問を組合としてどう検討されたのか伺います。

2番目、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準、平成23年3月千葉県について、これに対して組合としてどう対応していくのかお伺いいたします。

○議長（齋藤光彦） 管理者。

○管理者（山崎山洋） 4番、山田喜代子議員の一般質問の2、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する

基準について、組合としてどう対応していくのかについて私から答弁をさせていただきます。その他については消防長をもって答弁いたします。

傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準について、組合としてどう対応していくかについてお答えいたします。

初めに、実施基準の策定に至った経緯について申し上げます。

近年、全国で救急搬送における受け入れ医療機関が見つからない事案が発生し、社会問題となりました。総務省消防庁では、平成21年10月30日、消防法を改正して、傷病者の搬送と医療機関の受け入れをより適切かつ円滑に行うため、都道府県に実施基準の策定を義務づけました。これを受けまして、千葉県では平成23年3月29日、地域における医療資源の現状や既存の救急搬送ルールを前提に実施基準を策定し、周知期間を経た後、同年7月から運用を開始したところです。

幸いにして当組合管内では、この種の受け入れ困難で問題となった事例はなく、医療機関への搬送に当たっては、従来から実施基準と同様の対応をしておりましたので、ご質問の対応については今までと比べて特に変化はございませんでした。

今後につきましても、地域の救急搬送ルールとして十分機能している印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会が策定した救急活動手順とあわせ、県全域を対象とした広域的な県の実施基準が定められたことにより、搬送困難事案があった場合には、有効活用を図りたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） それでは、消防職員の充足率についてお答えさせていただきます。

平成23年第2回定例会におきまして、議員の質問に対し消防力の整備指針と比較した場合、当組合の充足率は63%で、県平均の70%より下回り、県水準まで上げる検討をせざる得ないのかなということでお答えさせていただきました。

その後、昨年11月18日の正副管理者会議におきまして、消防力の体制強化について協議をさせていただいたところでございます。その中で、千葉市ほか10市1町8一部事務組合による千葉消防共同指令センターが、平成25年4月に運用を開始されることから現在の分散型の職員配置を、集中型の職員配置体制に組織改編を図り、大きな災害に対する消防力を高めていくなどの見直しを含めて、今後も構成市との財政・消防担当課長会議等を通し検討していくこととするなどが確認されたところでございます。

また、今年1月26日に成田市で開催されました印旛郡市消防長連絡会議の会議におきましても、当組合から情報交換として、各消防本部では消防力の整備指針の基準に対する目標値を設定されているかを提案したところでございますが、提案に対しまして各消防本部とも消防力の整備指針に対する個別の目標数値について設定しておらず、整備指針が示す体制強化についての認識では一致をしているところでございます。しかしながら、整備指針が示す基準を満たすためには、現在の財政状況等を考慮すると非常に厳しい状況の中ではございますが、地域特性に合わせた体制づくりを既に行っている消防本部もあり、また逆に現状を維持しなければならない消防本部があるなど、いろいろな情報をいただいたところでございます。当組合といたしましても、今後千葉消防共同指令センターが運用を開始されることからさらなる住民の安全と安心を目指すためにも、職員の配置や部隊の運用なども含めて検討していく必要があると、このよう

に考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは質問します。

最初の充足率について。今答弁で分散型から集中型という体制のことをおっしゃいましたけれども、2つ質問します。具体的にはどう改編するのか。それと印西、白井の体制、消防担当課長との話し合いを行うということなのでしょうか。それぞれ各市別々にやるということなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） それでは、分散型から集中型の体制についてお答えさせていただきます。

具体的にどう改編するかにつきましては、基本的な考え方として消防力の整備につきましては、消防力の整備指針を準拠しつつ、管内の地域特性を考慮し、市街地及び準市街地の状況を勘案し、現在まで5署2分署で配置をしております。

しかし、千葉ニュータウン事業の進展によりまして、市街地の拡大や事業所の増加等で消防需要が増大していることなどから将来を見通した署所の見直し、強化が必要と考えております。

このような中で消防職員の定数を含め、現在は管内のどこで災害が発生しても現場到着までそれほど差がないという機動力にすぐれた体制をとっております。しかしながら、初動で投入できる職員数が少ないなどデメリットもございます。そこで、火災への対応力を高めるための職員配置を検討させていただき、応援体制を強化するなどの分散型の配置から集中型の配備体制に見直すことが必要であり、この見直しに当たりましては構成市の将来のまちづくり計画についても十分考慮しながら体制の強化に努めていかなければならないというふうに考えております。

次に、構成市の財政・消防担当課長会議では、それぞれ個別に行うことではなく、先ほど申し上げましたが、正副管理者の開催前に実施計画や予算につきまして事務方による協議を行っておりますので、両市の担当者及び担当課長の出席により、基本的には年1回の開催としており、この担当課長会議におきまして実施計画及び予算の協議の中で検討ができるものというふうに考えております。

また、この会議ですが、去年は本埜分署の移転先などたびたびの協議をさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 協議会についてお伺いしたいのですが、これは5つあります。

この協議会というのは、開催というのは定期的に行っているのか。

その協議会の議事録はあるのかどうか。その協議項目もあるのかどうか伺います。

それと、体制強化の認識は一致しているというふうにおっしゃいましたけれども、強化は必要であるという認識ですよね、その確認をしたいと思えます。

体制づくりを行っているところとか、また現状を維持しなければならないところというのは、それはどこなのか、それぞれお答えください。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 印旛郡市の消防長連絡会議についてですが、印旛郡市消防長連絡協議会につきましては、開催は定期的かということですが、定例会が年に2回、緊急の案件があるときはその都度臨時会を開催しておるところでございます。

議事録につきましては、開催地の消防本部、6消防本部あるのですが、その持ち回りをしていますことから開催地の消防本部から会議結果として報告がございます。

次に、協議事項についてですが、これにつきましてはその都度各消防本部が提出する議題や情報交換などについて協議を行っているところでございます。

次に、体制強化の認識は一致ということは、強化は必要であるという認識ということで、そのとおりでございます。

体制づくりを行っているところ及び現状を維持しなければならないところはどこか、それぞれにということですが、他の消防本部における市町村等で財政状況等違いがあることから個別の消防本部名をここで答えすることは控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 職員の配置とかあと指揮隊の運用なども含めて検討していく必要があると考えてられているというふうにおっしゃいましたけれども、結果はいつ出す考えでしょうか。

そのためのスケジュールをあわせて伺います。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） スケジュールと結果ということですが、結果はいつ出すかについてですが、これにつきましては消防力の整備指針の基準に対し当組合の管内人口や管轄面積、防火対象物数や中高層建物など多角的に見て、現在の消防力について検証しなければならないと考えております。平成11年に消防職員の条例定数を238人としてから大型の物販店舗が次々とオープンしまして、国道464号線が開通するなど管内の状況もかなり変化していることからいま一度検証させていただき、現実的な数としてどのくらいの職員数が必要なのかを算定し、印西地区消防組合総合計画検討委員会や、その前段の作業部会で検討し、その結果を踏まえて構成市や正副管理者とも協議しながら見直ししたいと考えております。

また、そのスケジュールにつきましては、今後消防職員の定員適正化計画の見直しを進める中で、方向性が決定しましたら議会等でも報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 白井と印西のまちづくり計画に考慮して体制の強化を図るということなのですが、今市街地の拡大とか事業所の増加で消防の需要が増大しているからこそ増員が必要なのだという、そういう認識なのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 私が先ほど答弁させていただきました、構成市の将来のまちづくり計画についての十分精査していかなければいけないというふうに答弁させていただきましたのは、現在千葉ニュータウン事業は平成25年末に収束するということがあろうかと思っておりますけれども、まだ現状を見るとなかなか開発

が一部進んでいない状況がありますから、どのような状況で変わってくるかというのはまだ現在そんなに十分に見えない状況であると私は認識しています。このようなことから消防体制につきましても、先ほど言ったように分散型から集中型という考え方を持っていますので、この辺も加味しながら十分精査、検討させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 平成11年に消防職員の条例定数、これは238人にしたということですがけれども、平成11年から13年が過ぎようとしています。データ印西をちょっと見てみたのですけれども、平成12年、これはまだ合併前ですがけれども、この世帯数が1万8,505世帯、人数は6万480人、平成22年度は2万9,179世帯、人口が8万8,146人、これは印西だけですけれども、白井は入っていません。このように人口が増加しています。こういう状況の中、適正化計画の見直しはこれからどう進めるのか、ちょっとその点もう一度確認して私の質問を終わります。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） お答えします。

議員ご指摘のように平成11年に定員適正化管理の条例定数につきまして238名程度ということで決めました。確かにそれからもう十数年をたっているという中で、今の消防体制につきまして、先ほど来からお答えしているように本当に火災等集中的に出た場合、今の消防体制で大丈夫なのかどうかというのは今検証させてもらっている段階でございますので、このようなことから定員適正化関係については24年度に検討するということになっておりますので、この辺は十分加味しながら検討していきたいとこのように考えています。

○議長（齋藤光彦） 次に、1番、鈴木泰彦議員の発言を許します。

なお、説明用のファイルの持ち込みを許します。

鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） よろしく願いいたします。

まず、消防庁舎の改修等について伺います。現在印西地区消防組合が所有している7つの消防庁舎においては、当組合の総合計画や実施計画等に基づき消防需要の増加や防災時における第一級機関としての地震等災害時においても、常にその機能が維持できる庁舎として整備が図られてきていると認識しております。しかしながら、この厳しい財政状況の中とはゆえ、建設年度に伴う老朽や耐震性・利便性等の避けることのできない要因によって、改修が必要な庁舎も出てくるのではないのでしょうか。そこで消防庁舎の改修等の状況について伺います。

まず1点目が、現在までの改修状況。

次に、今後改修等を要する庁舎について。

3番目に、今後における改修計画等について伺います。

○議長（齋藤光彦） 管理者。

○管理者（山崎山洋） 内容が具体的な話でございますので、消防長をもって答弁させます。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） それでは、通告いただきました3点につきましてお答えさせていただきます。

まず、消防庁舎の改修等についての関係ですけれども、現在までの改修状況につきましては、施設の維持管理のための小規模な改修工事を実施しており、改修の内容につきましては、業務上支障のある空調機の改修工事や安全上支障のある外壁塗装や防水工事などとなっております。

また、昨年3月11日に発生しました東日本大震災の影響ですべての消防庁舎を対象に専門家による緊急調査を実施し、その結果、印西消防署及び印旛消防署は地盤沈下によるひび割れや天井のボードが落下するなどの被害がありましたので、業務上支障が出ることから安全を考慮し、緊急対応といたしまして原状復旧をさせていただいたところです。

また、印西消防署本埜分署につきましては、耐震性が低く、老朽化が進んでいることから倒壊の危険性を指摘されましたので、印西市と協議し、管理者の判断のもと印西市役所本埜支所3階へ緊急移転、現在業務を継続しているような状況でございます。

ご質問の今後の改修等を要する庁舎と、今後における改修計画等につきましては関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

当組合の消防庁舎につきましては、7施設で、昭和56年以前の耐震検討を要する施設は、昭和47年建設の印西消防署と昭和54年建設の白井消防署の2庁舎がございます。これを受け平成9年に印西消防署の耐震診断を実施した結果では、老朽化や地盤沈下等による損傷が激しい状況のため、建てかえを要する施設として、また平成23年度に実施した白井消防署につきましても補強工事を含む大規模改修を行う施設として結果の報告を受けたところでございます。

このようなことから総合計画に位置づけ、実施計画におきまして計画的に整備することとしております。

なお、本埜分署につきましては、今年度設計を行い、翌年度、先ほども予算の関係で可決をいただきました工事を実施するということになっております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） 平成9年の耐震診断で印西消防署、それと平成23年の同じく耐震診断で白井消防署、これは建てかえと大規模改修というような差があるのですけれども、建設年度は大して変わらないと思うのですけれども、その改修と建てかえという基準か何かがちよっとわかればお願いしたいのですけれども。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 建てかえと大規模改修の件についてです。庁舎の建設計画につきましては、構成市と協議する中で専門家による調査が必要と判断したことから平成19年度に印西消防署及び本埜分署の庁舎診断を実施しました。その中では、建てかえか、改修か、また優先度はどちらかという調査項目において、どちらの庁舎も耐震強度は低く、老朽化が進んでいることから改修ではなく、建てかえで検討すべきであるとの報告結果でありました。

また、優先順位は、特に老朽化が激しい本埜分署という報告結果に基づいて計画を進めてきたところです。白井消防署につきましては、平成23年度に耐震診断を実施し、その結果では地震に対する耐震度はやや低いが、補強が可能な施設との報告を受けております。

大規模改修と建てかえの対象基準は、ただいまお答えしたように印西消防署及び本埜分署を建てかえとして計画し、本埜分署は平成24年度中に本埜支所2階部分を改修することとしております。その後印西消防署については液状化の問題もあることから用地等の選定も含めまして、平成24年度、25年度で検討し、26年度には設計に入れればと考えております。

また、白井消防署の大規模改修につきましても、改修時期等あわせて検討していきたいと考えております。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） お答えよくわかりましたけれども、消防本部の牧の原分署が築11年、印西署が37年、本埜分署が36年、印西西署は24年、白井署が29年、西白井署が19年、印旛署が17年とみんな建設年度が古くて、かなり老朽化してきていると思うのですけれども、本当に3・11のマグニチュード9クラスの地震が来たら、これもつのでしょうか、この庁舎。本当に防災時には第一級の機関として市民の生命と財産を守る拠点だと思うのです。その建築の推移を見て、本当にこれでいいのか、本当にもつのか。難しいことだと思うのですけれども、その辺計画があればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 改修の進め方というような考え方でよろしいでしょうか。

改修や建てかえの進め方でございますが、庁舎の建てかえや大規模改修については多額の費用を要しますことから、構成市の財政状況や予算の平準化を考慮しながら計画的に進めさせていただきたいと考えております。

また、消防施設の長期修繕計画作成を、庁舎の経過年数や老朽度から防水工事や空調改修工事の時期などの目安とするため、平成24年度に計画策定を予定しておりますので、その調査結果に基づきまして優先順位なども含め検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） ありがとうございます。内容についてはよくわかりました。ただし、公共の福祉を大前提に考えると消防庁舎の必要性をかんがみて、とりわけ緊急的に改修や建てかえを行い、一朝有事に備えるべきではないかなと考えております。しかしながら、組合を構成する実施機関の財政的な諸事情も考慮すると現在の改修、建てかえ計画に甘んじなければならぬところもあると思います。限られた予算ではありますが、今後においても消防庁舎、市民の生命と財産を守る最後のとりでであることを十分認識されて改修計画の作成等に着手いただきたいと思いますと考えております。

次に、関連いたしまして、このボードをちょっと見ていただけるでしょうか。これは何だかわかりますか。管理者、よろしくお願いします。

○議長（齋藤光彦） 管理者。

○管理者（山崎山洋） 存じません。

○議長（齋藤光彦） 鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） これはお弁当入れなのです。これはハト小屋かなと思ったのですけれども、これ私、前回の一般質問でも各署の配備体制について伺いました。署の各部隊をより有効的に運用するために消防

職員が全員出動する無人化体制をとったときに使用する署員のお手製の弁当箱入れなのですよ、これ。これ決してハト小屋ではないのです。ハトにえさあげるためかなと、違うのです。これすばらしいものをつくっているのです、これ。お弁当の回収時に多く利用すると伺っているのですけれども、時には配達する人もここに入れると思うのです。過酷な現場から帰ってきて、ほっとして食事するときはこのハト小屋の中に入っている弁当を食うというのはちょっとどうかなと。本当にあした頑張ろうかなという、大丈夫かなというようなのです。特に梅雨とか、夏場とか、冬場なんていうのは厳しいし、食中毒のあれもあるではないですか。ですから、これがいけないということではなくて、署員の涙ぐましい工夫を凝らした職場環境の向上ということですから、大規模改修ということではなくて、当組合としても職場の利便性を含む小規模な営繕や仮眠室、トイレの衛生等の配慮がされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 職場環境への取り組みということでお答えさせていただきたいと思えます。

当組合では、印西地区消防組合衛生管理規程及び印西地区消防組合安全管理規程に基づきまして総括衛生管理者及び総括安全責任者であります消防本部次長が、担当者とともに、また消防組合の産業医が各所属を巡視しまして、指摘事項があればその都度改善させていただいているところでございます。

議員ご指摘のように仮眠室等は消防署の部隊配置の編成によって、手狭になっているなどの問題もあるとは認識しております。衛生管理については毎年1回以上の衛生関係者会議を実施しており、問題が発生した場合は会議に諮ることとしていますが、基本的には各所属で対応するようお願いしている状況であります。

また、消毒、大規模な清掃が必要な場合は、各所属からの依頼により対応することが可能でありますので、毎月開催しております幹部会議等において十分な話し合いを行い、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） 消防側のマンパワーがすべてで、職員こそが利用者なのです。でもぜいたくなものを配置しろとか、そんなことを言っているのではなくて、現場で体を張って働いている皆さんが食べるとか、仮眠するとかというのは大変大事だと思うのです。多くは語りませんが、ハト小屋の話もさせていただきまして、どうか今後におきましてもなお一層の職場環境の充実を、大変おこがましいですけれども、現場の消防職員を代表しましてここに謹んでお願いいたします。よろしく願いいたします。

最後に、私は消防組合の議員も初めて経験する新人でございます。当組合の消防庁舎の場所や実情も余りよく存じ上げておりません。ですから、できることであれば組合議員全員で消防庁舎の視察をご検討いただけないかなと思っております。どうでしょうか。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） お答えさせていただきます。

今総務課長が申しましたように確かに部隊編成することは、部隊の人たちは昼夜ともなく、火災等があった場合については出動しなければいけないという非常に厳しい業務であると思えます。特に環境整備と

いう中では、やっぱりある程度議員さん要求するような内容については検討することも必要だということ
で認識しております。このようなことから先ほども言いましたように月1回必ず幹部会議というのがござ
いますので、状況的に皆さんの意見を出してもらって、そこで検討する内容かなと思っています。

また、議員さん視察の関係につきましては、各消防署隊員ともども逆に見ていただきたいということも
あろうかと思っておりますので、これにつきましては日程等を調整させていただき、皆さんがよければその日程
で現場視察をさせていただくように配慮しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤光彦） 鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） ありがとうございます。先ほど今年度の予算で修繕料とかちよつと伺ったのですが、
各署に5万円あるということですので、何とかひとつご配慮いただきまして、今リサイクルへ行けば
3,000円ぐらいで何か冷蔵庫を売っているということです。これもすばらしいのですけれども、ひとつよ
ろしくお願ひします。

終わります。

○議長（齋藤光彦） これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（齋藤光彦） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平24年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞さまでございました。

（午後 2時36分）